

注 記 (全体会計)

1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
 - ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価
 - ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………取得価額
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	15 年～50 年
工作物	5 年～60 年
物 品	3 年～15 年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、本村における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によ
っています。)
 - ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………該当なし
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………該当なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金……………該当なし
- ② 徴収不能引当金
未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち玉川村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金……………該当なし
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）
なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更……………該当なし
- (2) 表示方法の変更……………該当なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更……………該当なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃……………該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更……………該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正……………該当なし

(4) 重大な災害等の発生……………該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況……………該当なし

(2) 係争中の訴訟等……………該当なし

5 追加情報

(1) 全体会計等財務書類の範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

農業集落排水事業特別会計

上水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。